

様式第一（第四十六条関係）

登 録
引取業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

函館市長 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) <div style="text-align: right;">電話番号</div>

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
事業所の名称及び所在地	
名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

引取業者の登録申請について

1 申請書の記載要領（新規・更新登録）

(1) 申請書の表題

- ・ 新規申請の場合は「登録の更新」を二本線で消す。
 - ・ 更新申請の場合は「登録」を二本線で消す。
- ※欄に登録番号，登録年月日を記入。

(2) 申請者欄

ア 申請者が個人である場合

- ・ 住所：住民票上の住所を記入
- ・ 氏名：個人名を記入

イ 申請者が法人である場合

- ・ 住所：登記簿謄本上の所在地を記入
- ・ 氏名：本店名（商号），代表者の職名および氏名を記入

(3) 役員の記載欄

- ・ 法人のみ記入（「別紙役員名簿のとおり」でも可）

(4) 事業所記載欄

実際に引取業務を行う事業所について記入

ア 名称欄

- ・ 個人である場合：個人名または通称名（屋号等）を記入
例）東雲商会
- ・ 法人である場合：本店名（商号）に営業所名を記入
例）函館自動車有限会社 日乃出営業所

イ 所在地欄

- ・ 実際に引取業務を行う事業所の住所を記入
- ・ 電話番号は原則「固定電話」の電話番号を記入

(5) フロン類を確認する体制欄

- ・ 「確認する書類を提出」する方はその旨を，「資格者が確認」する方はその旨を記入

(6) 複数の事業所がある場合

- ・ 申請書の備考内容のとおり

(7) 誓約書について

- ・ 記載例により作成願います。

2 添付書類（新規・更新登録）

- (1) 登録申請者を確認できる書類
 - ・ 個人である場合：住民票（本籍記載のもの）
 - ・ 法人である場合：登記事項証明（履歴事項全部証明）
 - ※ 申請者が未成年者である場合は法定代理人を確認できる書類
 - ・ 個人である場合：住民票（本籍記載のもの）
 - ・ 法人である場合：登記事項証明（履歴事項全部証明）
- (2) 事業所の名称および所在地を示す書類
 - ・ 事業所の名称および所在地が確認できる地図
- (3) フロン類を確認する方法の書類
 - ・ 確認する書類を提出……その書類の写し（手引書・作業書）
 - ・ 資格者が確認……その資格者の資格証の写し
（自動車整備士・中古自動車査定士・業界団体講習終了証等）
- (4) 法に定める欠格要件に該当しない旨の書類
 - ・ 記載例の「誓約書」の例により作成
- (5) 手数料
 - ・ 新規登録…… 5, 250円（引取業者登録申請手数料）
 - ・ 更新登録…… 5, 250円（引取業者登録更新申請手数料）

(引取業者)

欠格要件に該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

函館市長 様

住 所
申請者
氏 名
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

私申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号に規定する欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なっていることが判明した場合には、登録を取り消されても異存ありません。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第45条第1項各号

欠 格 要 件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

役員等の名簿

[申請書の役員（監査役を含む。）を記入]

(フリガナ) 氏名	役職名	備考
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		

※ 変更届出書の場合にあっては、備考欄に「就任・退任の別」及び「就任（退任）年月日」を記入すること。